

## 災害時における相互応援に関する協定書

北海道芦別市  
茨城県高萩市  
東京都狛江市  
東京都羽村市  
山梨県上野原市  
長野県小諸市  
長野県茅野市  
岐阜県瑞穂市  
静岡県菊川市  
鹿児島県枕崎市

## 災害時における相互応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、本協定締結自治体（以下「協定自治体」という。）の区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害応急対策及び災害復旧が円滑に遂行されるよう、被災した自治体の応援の要請に対し相互に応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援対策本部)

第3条 被災した自治体への支援が必要であると認めるときは、災害発生後速やかに協定自治体応援対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、あらかじめ協定自治体相互で定める方法に従い、応援が可能である協定自治体（以下「応援自治体」という。）のうちの一自治体に設置するものとする。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置自治体の長とする。
- 4 本部長は、被災した自治体の要請に基づき、協定自治体に対して応援を要請するとともに、協定自治体相互の活動に必要な調整を行うものとする。
- 5 本部長は、応援自治体に対し、本部従事職員の派遣を要請すること、本部の活動に必要な資器（機）材の提供を求めると及びその他の応援を求めることができるものとする。

### (応援自治体の体制)

第4条 応援自治体は、被災した自治体への応援が必要と認めるときは、災害発生後速やかに応援体制を整えとともに、本部の要請に従って応援するよう努めるものとする。

- 2 本部及び応援自治体は、相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 応援自治体は、前各項のほか、本部の活動に必要な協力をするものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災した自治体は、次に掲げる事項を明らかにし、本部に対して文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他の方法をもって要請することができるものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号から第3号までに規定する資器(機)材等(以下「応急物資」という。)の種類及び数量
- (3) 第2条第4号に規定する職員等(以下「派遣職員」という。)の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 第2条第5号及び第6号に規定する応援に必要な事項
- (5) 応援の場所及びその経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第6条 応急物資、派遣職員等の輸送は、原則として応援自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第7条 本部は、被災した自治体が応援要請をする時間的余裕がないと判断したときは、第5条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第8条 派遣職員は、被災した自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援自治体から特別の申出がない限り、被災した自治体の負担とし、その金額等詳細については協議して決定する。

- 2 被災した自治体が経費を支弁する時間的余裕がなく、被災した自治体から要請があった場合は、応援自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第10条 派遣職員に係る公務災害補償等については、原則として応援自治体が行うものとする。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事

中に生じたものについては被災した自治体が、被災した自治体への往復途中に生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定自治体は、本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を協定締結後速やかに指定し、協定自治体間で共有するものとする。

- 2 人事異動等による内容の変更が生じた場合は、速やかに協定自治体相互で定めた担当自治体に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、協定自治体で協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに協定自治体が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

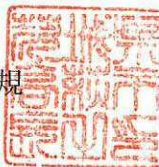
この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、協定自治体の長は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月1日

北海道芦別市長 荻原 貢



茨城県高萩市長 大部 勝規



東京都狛江市長 松原 俊雄



東京都羽村市長 橋本 弘山



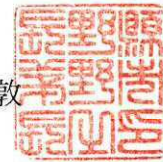
山梨県上野原市長 村上 信行



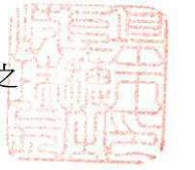
長野県小諸市長 小泉 俊博



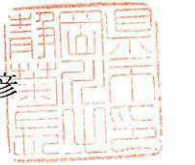
長野県茅野市長 今井 敦



岐阜県瑞穂市長 森 和之



静岡県菊川市長 長谷川 寛彦



鹿児島県枕崎市長 前田 祝成

